

世田谷区環境審議会
みどりの基本計画検討部会（第1回）

日時：令和8年8月6日（木）
午前9時～

会場：オンライン会議

午前9時開会

○北川みどり33推進担当部長 これより世田谷区環境審議会みどりの基本計画検討部会、第1回目を始めさせていただきますと思います。

私はみどり33推進担当部長の北川でございます。

本日は皆様お忙しいところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

みどりの基本計画の改定につきましては、7月21日に開催された環境審議会におきまして、みどりの基本計画の改定にあたっての考え方について、区長より、環境審議会の森本会長へ諮問させていただきました。また改定にあたり、専門的事項を具体的かつ詳細に検討する部会といたしまして、本検討部会を設置することをご承認いただき、本日第1回を開催させていただくものでございます。

本検討部会は、今後、計4回程度、改定の方向性の検討、骨子の検討、素案と、順次ご審議いただき、その都度、環境審議会にご報告しながら、議論していただく流れとなっております。長丁場となりますけれども、よろしくお願いいたします。

それでは資料の確認など、事務局のみどり政策課長、笠原より説明させていただきます。

○笠原みどり政策課長 みどり政策課長笠原でございます。最初に、本日ご出席いただいている4名の委員の皆様のご紹介をさせていただきます。検討部会の名簿を今共有してございます。まず、本検討部会の部会長をお願いいたします、町田部会長でございます。

○町田部会長 よろしくお祈いします。

○笠原みどり政策課長 続きまして、森本委員でございます。

○森本委員 よろしくお祈いします。

○笠原みどり政策課長 続きまして、この音声が届いていると思います。瀬沼委員でございます。また、村山委員でございます。

○村山委員 よろしくお祈いします。

○笠原みどり政策課長 次に事務局の紹介をさせていただきます。先ほどご挨拶申し上げました、みどり33推進担当部長の北川です。

○北川みどり33推進担当部長 北川でございます。よろしくお願いいたします。

○笠原みどり政策課長 その他、本日は事務局の担当職員、また、オンライン上では、本業務のお手伝いをいただいております株式会社プレック研究所の職員も参加してございます。

本日は、検討部会の4名全員が出席しております。環境審議会規則第5条及び第6条第6項に基づき、会議が成立することをご報告させていただきます。それでは、検討部会の進行にあたりまして、まず町田部会長にご挨拶をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○町田部会長 はい、皆様、おはようございます。本日はお忙しい中、誠にありがとうございます。このみどりの基本計画は、大事な目標を作る計画だと思っています。世田谷区は農地ですとか、豊かなみどりがある中で、このみどり33という明確な目標があることが、都市の中でも重要な意味を持つというところがあります。私でよいのかものすごく心配なところがありますが、この検討部会の先生方と一緒に、東京の都市をリードする未来の基本計画が作れるのではないかと、良い成果ができるんじゃないかと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

○笠原みどり政策課長 ありがとうございます。それでは引き続き、検討部会の進行を、町田部会長、よろしくお願いいたします。

○町田部会長 それでは検討部会の議事を進行させていただきます。よろしくお願いいたしますします。環境審議会では全体の議論を行うこととなりますが、検討部会におきましては、細かい点について調整しながら、改定の方向性や案の作成を行い、そこでまとめたものを審議会において議論していくという方法で進めるということです。専門的な知見をお持ちの皆様から活発なご意見をいただきたいと思います。

なお、本日の検討部会の議事録につきましては、委員の皆様にご確認させていただいた後、私が最終的に確認いたします。後日、事務局よりご連絡がありますので、よろしくお願いいたしますします。それでは次第の２．環境審議会検討部会について事務局よりご説明をお願いいたします。

○笠原みどり政策課長 改めましてみどり政策課長の笠原です。それでは、環境審議会検討部会についてというタイトルの資料をご覧くださいと思います。前回の環境審議会に重ねてのご説明にもなりますけれど、検討部会の目的、また検討体制は記載の通りでございます。傍聴また議事録につきましては、原則公開となりますので、ご承知おきいただければと思います。続きまして２ページ目でございます。検討部会の構成またスケジュールを記載してございます。環境審議会、検討部会、それぞれ４回の開催を予定しているところでございます。

１ページ目にお戻りいただければと思います。環境審議会規則をご覧ください。あらかじめ本検討部会におきまして、町田部会長の職務代理者を選出しておく必要がございます。こちらにつきましては、部会長が指名することとなっておりますことから、職務代理の選出につきまして、町田部会長、ご指名をお願いいたします。

○町田部会長 はい。それでは環境審議会の会長でもあります、森本委員にぜひお願いをしたいのですが、よろしいでしょうか。

○森本委員 了解いたしました。よろしくお願いいたしますします。

○町田部会長 ありがとうございます。それでは森本委員、よろしくお願いいたしますします。では次に、次第の３．環境審議会（第１回）の確認について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○笠原みどり政策課長 職務代理者のご指名ありがとうございました。それでは、続きまして、次第の３．は、資料２をご覧くださいと思います。

「議論した内容」は、記載の通りでございます。いただいた意見については、１ページ目となりますが、まず「計画の基本事項」といたしまして、計画の目標評価資料について記載の通り、例えば区民満足度の選択肢。こちらが、大変満足というのを、現行計画であげていますが、回答者が選びにくいのではないかというお話。また、ウェルビーイングやグリーンインフラなど、多機能性が求められている中での評価があつて良いのではないかと、などいくつかのご意見をいただいております。それぞれにつきまして、本日以降の議論が中心になると思いますけれど、検討部会におきまして、その指標のあり方についても、お聞かせいただきたいと、事務局としてお答えさせていただいているところでございます。また「みどりの現況と課題」については、宅地の細分化や開発に伴うみどりの減少についても記載の通りのご意見をいただいております。

続きまして、２ページに移っていただきまして、「計画の基本方針と将来イメージ」については、地区計画等の基準まで踏み込むべきだというご意見や、また個別の取組みの内容として、民有地の緑化について、また街路樹の維持管理について、またみどりへの参加・協働についても様々なご意見をいただいております。以下、３ページ以降にも記載の通りでござい

ます。前回の内容の確認ということですので、説明は簡単にさせていただきました。以上です。

○町田部会長 ありがとうございます。委員の皆様から補足やご意見はございますでしょうか。ご発言の際は挙手をお願いいたします。私から指名させていただいた後に、ご発言くださいますようお願いいたします。議論につきましても、同様の進め方とさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

環境審議会で先生方から貴重なご意見をいただきました。補足ございますか。よろしいでしょうか。この後、みどりの基本計画の改定の方角性について、たくさんお時間をとって、先生方と一緒に考えていきたいと思ひますので、またそこで補足がありましたら、ご発言いただけたらと思ひます。

それでは本日の議題、みどりの基本計画の改定の方角性についてです。事務局よりご説明をお願いいたします。

○笠原みどり政策課長 はい。改めまして、笠原でございます。それでは資料3をご確認いただければと思ひます。みどりの基本計画の改定の方角性についてというタイトルの文章でございます。で、一番の趣旨でございますが、こちら何度も同じような内容をご案内しておりますが、現行計画が令和9年度いっぱい終了ということで、令和10年4月よりスタートする新たな計画の策定を昨年度より進めてきてるところです。先般、ご報告いたしました現状分析、課題整理を踏まえまして、改定にあたっての方角性、こちらを取りまとめたため、報告するという表現になっております。

この表現が取りまとめたものを報告するというのがすごく違和感あるかと思ひますが、本日の検討部会のご意見をいただきながら、こちら最終的には、今月中にも庁内での検討を行い、9月頭にこういった内容でもって、世田谷区議会に対して発表していく、そのたたき台の資料と見ていただければと思ひます。

こちら今回、改定の方角性という言葉を使っていますのが、多くの計画策定の場合は、課題を整理した後、その後、改定では、例えば骨子を作って、そこから素案を作成して案を作って、最終決定をしていくという流れなんですが、今回、みどりの基本計画、特に世田谷みどり33についての、現状の大きな課題がございますので、まずそこをはっきりと、環境審議会も含め、また世田谷区議会でも議論を深めていく。そのために骨子を出していく前に、一度この改定の方角性というものを整理していきたいと、そういう趣旨で進めてきております。

2番のこれまでの経緯、こちらについては記載の通りです。先日の環境審議会で、質疑をいただいたところでございます。3番の改定の方角性で、こちらにいくつかトピックスで出しておりますが、別紙の方で説明させていただければと思ひます。右上の3ページ以降が別紙となっております。まず別紙は全部7枚、まず1番の現行計画につきましては、今の計画の内容を記載しております。

こちら世田谷区の将来像として「多様なみどりが笑顔をつなぐ街・世田谷」。こちらを掲げております。そして、そちらをめざすための長期目標として、世田谷みどり33こちらが2032年度にみどり率33%、またみどりに対する満足度で大変満足しているが33%。こちらをめざしていきましょうということで、様々な取組みを進めてきたというものでございます。左下の現行計画におけるみどりの機能につきましては、そちら10年前の段階でも、風景や環境改善、また生物多様性といったキーワードは挙げられております。右側の現行計画の基本事項としましては、将来像をめざし、世田谷みどり33が計画長期目標、また現行計画の目標といたしまして、

みどり率の29%や区民満足度25%というのもあげております。こちらを進めていく上での視点は、量であり、また質であり、また区民や事業者との協働というところでございます。

続きまして、右肩の4ページのこれまでの取組みとみどりの現状です。こちらは先日の環境審議会で、課題の整理のところでもご案内しているところでございますが、様々な取組みを進めてきて、公園また公共施設等の担保性の高いみどりは、確実に蓄積されています。ただ一方で、区全体のみどり率は、やはりこの20年間、25%程度の横ばい状態が続いているというところがございます。多様な主体、こうしたキーワード、役割が求められてきているのではないかとこのところでございます。

続きまして、右肩6ページ。現状の課題整理ですが、こちらにつきましても審議会での議論と同様でございますが、まずみどりの量については、やはり農地、またまとまったみどりの宅地の細分化といったところが課題です。また、質・機能の向上という点では、暑熱緩和、防災・減災など質の向上が求められています。また樹木の大木化・老朽化、砦公園での倒木といったこともあります。世田谷区内の多くの樹木が、昭和期に植えられ、大きく育ってきて、適切な維持管理が求められているという現状がございます。

続きまして、協働の推進です。前回の現状分析の中でご案内させていただいておりますが、やはりこの10年、15年で、みどりに関する保全創出に関わっていただいている団体の方々が多く広がってきております。ただ、一方でやはりそういった活動を支える方々の担い手不足、多くの団体の方々からの高齢化も進んできております。やはりそういった参加しやすい仕組みづくり、持続性のある仕組みづくり、そういったものが求まっているのかと考えております。

続きまして右肩7ページで、ここからの05、06、07の3枚のスライドが、本日の一番の議題でございます。改定の方向性、こちらについて改めて、議論を深めていきたい部分でございます。まず、05のスライドの世田谷みどり33の取扱いについてです。先ほどご案内いたしました通り、やはり2032年にみどり率33%の達成は、トレンド上から、もうこれは困難であろうという現状でございます。ただし、これまで果たしてきた役割、例えば、区の行政もちろんですけど、多くの区民の方々、また事業者の方々が、この世田谷みどり33という旗印のもとに、様々な取組みを進めてきていただいたということ、また、公園整備や、民有地で生垣を作ったりとか、植え込みを作ったりとか、そういった取組みに対する原動力となってきたこと、そして何より、住宅都市である世田谷区のみどり行政のシンボルとして、世田谷区内、また区を越えて多くの方々に認知されているという役割というのは、やはり大きなものがあるというところを踏まえ、その上で、右側に将来に向けて継承する意義として3つを掲げております。戻りますけれど、この役割を踏まえて、やはりこの世田谷みどり33、特にみどり率33%は、長期目標としては継承するべきであるという点が、改定の方向性の一番のポイントです。ただし、現実的には達成年度を、現状では定められないため、目標年度としては設けない、というものでございます。その上で、3つの意義でございます。まず、将来像「多様なみどりが笑顔をつなぐ街・世田谷」の実現。こちらはまず、そもそものみどりの重要性、大切さというところを、表現してございます。近年ですと、やはり暑熱緩和や防災・減災の機能、また生物多様性や風景の形成など、みどりというのは、街になくってはならないものであり、そのためにも、世田谷みどり33は、長期目標として継承するべきであるという視点です。

2つ目が、今後の区民と共有する目標が必要という視点で、先ほどお話しした、これまで果たしてきた役割という点でも、やはりこの世田谷みどり33というものがあったこともあって、多くの方々が、区内各所におけるみどりの保全をしていただいたり、あるいは多くのお宅で多

くのみどりを育てていただいたり、そういう大変大きな意義がございます。このため、みどりの目標として重要な意義を持っているものと考えているというところでございます。

そして3つ目が、やはり国の基本方針、こちら令和6年に定められましたけれど、そちらの中で市街地における緑被率3割以上がきちんと目標として位置づけられたこと。これはやはり、市区町、自治体としても大変大きなものでございますので、こちらも踏まえて、みどり率3割、緑被率に世田谷区ですと、多摩川の水面や公園の裸地の部分、そういったものを加えて、おおむねみどり率33%が妥当な数字ではないかということで、こちらでも残させていただいております。

この3つの意義、こちらをもとに長期目標として継承しますというところを、一番強く打ち出していきたいと思っております。

続きまして、右肩の8ページ改定の視点でございます。こちら先ほどの将来像を継承しながら、そしてこの01 世田谷らしいみどりを守り育てる。また、02 みどりの質の向上と機能の発揮。こちらの視点に基づき、取組み、政策の検討を進めるというものでございますが、こちらの01と02が概念的にかなり異なっているものですので、少しご説明させていただきます。まず、01の世田谷らしいみどりを守り育てる。これは世田谷らしい、つまり世田谷の強みと言えるようなところを三つ切り抜いてございます。

まず1つは、歴史・文化を伝えるみどりとして、多摩川がつくった国分寺崖線、崖線沿いでそうしたみどりが残されてきた。また、江戸から明治の近郊農村地帯だった世田谷区の歴史を伝える農地であったり、またその屋敷林であったり、多くの社寺林。そういったものが残ってきています。続きまして、身近で実感できるみどり。こちら、世田谷区は民有地が7割を占めておりますので、多くの方々はその日々の生活の中で、そのみどりを実感している、そういうところがございます。そのみどりは、屋敷林にもありますし、また一軒一軒、新しく建てるお家でも生垣を作ったり、お庭の中に道路側から見えるみどりを植えていただいたり、また小さなものですが、街なかにある公園だとか、そういったものを日々実感できる、そういったみどりというのが世田谷らしいみどり、また世田谷の強みであるみどりと捉えています。最後、協働のみどりは先ほど来お話しておりますが、世田谷区のまちづくりは住民の参加と協働のもとにも何十年も進めてきております。公園一つつくるにしても、多くの方々の意見を聞きながら、時にはワークショップをやり、また場合によっては出来上がった後の管理体制も一緒に考えながら公園を作ったりしています。また、そういった公共の場も含めて、多くの方々が花づくりを行ったり、公園での清掃、落ち葉拾いの名のもと、街路の落ち葉掃きをする。そういったみどりに関する保全また、創出の活動に本当に多くの方々に携わっていただいております。こういう部分を、先ほどの担い手についての話がありましたが、さらに支えていく強みとして際立たせていく。そういったところを切り口として出していきたい。これが世田谷らしいみどりを守り育てるの3つの切り口になります。

そして2番目のみどりの質の向上と機能の発揮につきましては、どちらかというと、見える化していこう、する必要があるという意識からこちらの項目を設けております。先ほどの様々な世田谷らしさを出していくにあたって、そういったみどりが持つ暑熱緩和や雨水浸透、生物多様性といった機能をより発揮させていく必要があると考えています。そのためには、やはりその価値を可能な限り可視化して、多くの区民や事業者の方々と共有していく、これが必要だということで、先ほどの3つの世田谷らしさを今後の取組みにつなげていく中で、この質の向上と機能の部分を中心に示していこう。そういった考え方で、こちらの02あげているもの

でございます。

説明長くなって申し訳ありません。最後、07/07、右肩9ページ。こちら将来像と目標、取組みの体系でございます。こちらがどちらかという、通常の計画作りの中で一番見えやすい骨子的な部分です。こちらについて、まず考え方としては、次期計画は令和10年から10年間の計画期間を想定しております。その上で、将来像「多様なみどりが笑顔をつなぐ街・世田谷」を継承とは考えておりますが、こちらでも今回の議論の中で、この言葉だけでは足りないのも、もっと何か補う必要があるか、そういった点も含めながら、こういうあるべき姿としての将来像を置いた上で、今回の10年間の計画期間では目標数値の達成をめざすことはできませんが、みどり率33%、また満足度も33%を長期目標として置いていく。その上で、量・質・協働の視点、また先ほどの世田谷らしさの視点から、取組みの体系を組み立てていくという考え方を持っております。下の左側がその将来像、長期目標、そしてこちら後ほどご案内いたします、計画期間の目標。そして右側が取組みの体系として、この計画期間10年間でどのような基本方針で取り組んでいくかを書いているところです。こちらについては、現状では現行のみどりの基本計画の5つの基本方針が書いてあります。もちろん、社会状況等の変化等で、時点修正また加えるべき言葉というものは今後出てくると思いますが、前回、ご案内した通り、現行の計画に基づき、概ね順調に進んでいるところではあるかと思えます。したがって、基本的な方針の骨組みについては、こちらを活かしながら、言葉を変えていく方向で整理してよいかということであげているところでございます。

ここまでの、今回の改定の方向性の議論のところでございます。

加えまして、スライドで説明を飛ばしました、左下の計画期間目標、それから右肩10ページの次のスライド、これは今後の議論になっていくのかと思いますが、世田谷みどり33のみどり率33%は引き続き目標としますが、目標年度は定めない、というところで、この計画期間の10年間について、何を目標にするかについては、きちんと示していく必要があるということで案をあげております。考え方としては、量や質や協働が、それぞれ1対1で対応する必要はないとは思っておりますが、計画期間の10年間、我々行政もそうですし、区民や事業者の方々の意欲、やりがいにもつなげていくためにも、これをめざして、この10年頑張っていこうというような数値を何か設定できればいいということで、左側に、担当者として今イメージしている条件や、実際に区民の方が感じられるアウトカム、またそれに向けて何を出していけるかというアウトプット。これらをキーワードにしながら、例えば、右側の指標欄で挙げております、みどり率については、今年航空写真から測定しようとしておりますので、その調査の結果、横ばいなのか、あるいは微増か微減かわかりませんが、そちらから10年間の計画期間の目標とすることも考えられるかと。10年間である程度現実的で、かつ少し頑張ってもらえるような数値を置いておくということもあり得るか、と記載しております。

以上が本当にこちらのスライドの説明になります。長くなり申し訳ありません。1ページの下の方に移りますが、こちら改めてですが、改定の方向性として、①、②、③を書いてございます。達成年度を定めない長期目標としてみどり33%を置くこと、気候変動やネイチャーポジティブの社会情勢を見た上で、世田谷らしいみどり、また質の向上を改定の視点として設定すること。そして、10年間の計画の中で将来像を引継ぎ、長期目標として世田谷みどり33を改めて定めるということ。またそれとは別に、計画期間中の目標を定めていきながら、基本方針等について、現行の方針を活かしながら修正した上で、方針に基づく重点項目、政策体系を検討していくという流れです。

最後の今後のスケジュールは記載の通りでございますが、明後日の土曜日には、第1回の区民参加ワークショップを行います。その後、9月、10月と行って、その上で、来年の1月に骨子案をまとめて環境審議会にご提案させていただくという流れでございます。説明は以上です。

○町田部会長 ご説明ありがとうございました。おおよそ1時間、先生方から様々なご意見をお願いしたいと思っております。この計画の目標達成が難しいという中で、どう捉えていくかですとか、この10年というところで、ご意見ご質問お願いいたします。いかがでしょうか。

○森本委員 確認をしたいんですけども、一点は、令和14年という目標年が入っている世田谷みどり33は、目標年度は外すけれども、長期的な目標としては維持したいと、こういうことですよねというのが一点。それからもう一つは、4ページの地域別で、世田谷と北沢は増えていて、玉川、砧、烏山が減ってるわけですが、例えば世田谷・北沢でも、この33%というのは達成できてないけれども、増えてますと。あるいはその玉川、砧、烏山は、例えば33%を超えていたのけれども、それが下がっているとか、世田谷、北沢はどれくらいなのか、あるいは玉川、砧、烏山地域はどれくらいなのかっていうのを教えていただければというふうに思います。もう一つは、担保性のあるみどりという言葉がありますが、この担保性というのは、公共のものだという意味でしょうか。もう少し広いものなのか、その辺も教えてください。

○町田部会長 はい。ありがとうございます。では、事務局、いかがでしょうか。

○笠原みどり政策課長 はい。ありがとうございます。世田谷みどり33につきましては、森本先生のお話の通りでございます。2032年度というのは取りますが、やはりみどり率33%は世田谷区のあるべき姿を体现する、具現化する数値として、将来目標としては置けますという考え方でございます。そのために、みどりの大切さ、その機能の大切さがあり、加えて国でもやはり市街地にみどりが必要であると方針に定めていることも裏付けとしておいていきたいというところでございます。地域別の現状は、後ほど共有させていただきます。また、担保性の高いみどりにつきましては、お話の通りでございます。まずは公有地化した部分、公園・緑地、公共施設です。また、絶対ではないのですが、市民緑地なども増えてきています。こうした整理の仕方で、この担保性が高いという言葉を使わせていただいております。

○事務局 先ほどの各地域のみどり率については、直近、実施いたしました令和3年度のみどり資源調査における各地域のみどり率でございますが、世田谷地域が17.59%、北沢地域が17.35%、玉川地域が25.78%、砧地域が32.97%、烏山地域が25.15%で、世田谷区全体としては24.38%となっております。以上でございます。

○森本委員 ありがとうございます。

○町田部会長 ありがとうございます。地域別で見る数値も大事なというのは、私も今、森本先生のご指摘で感じました。その他いかがでしょうか。村山先生、お願いします。

○村山委員 村山です。今の地域ごとにちゃんと見るということ、僕も大賛成です。で、最後、量、質、協働ということなんですけれども、その量とか質を考えると、空間的な配置をきちっと考えるということだと思います。一つは、みどりはつながっている方がいいわけですよね、基本的には。何らかの物理的な障壁で、みどりが分断されてしまっているところを改善したりということも大事ですし、エリア的にみどりが圧倒的に少ないところをどうにか増やしていくということも大事なので、みどりがちゃんとつながっているかどうかという空間的な観点が入るといいかなと思ったのが一つです。

2つ目は、みどり率33%という目標がなかなか達成が難しいということで、長期目標にすると

いうことはいいんですけれども、世田谷区の中で、どういうところで、みどりが多くて、どういうところで少ないという空間的不平等、グリーン・インエクイティですね。不公正と言った方がいいのかもしれませんが、そこをなんとか分析できないでしょうか。その時に、例えば砧地域、世田谷地域という大きい行政の単位だけではなくて、もう細かい単位で検討すると、例えば大きな公園緑地があれば、その地域はそこですごくみどり率は稼げるわけですが、それは当然のことであって、もしかすると大規模な公園緑地に隣接する。市街地のみどりが結構少ないかもしれない、ということがありますよね。ですから、大きくその行政区域で分けた上で、その中で、公園とか道路など公有地でどのぐらいなのかということと、一方で、民有地、一般の市街地で、しかも市街地にもいろんな種類がありますので、みどり豊かな低層住宅地から密集市街地、商業地域までありますので、その市街地類型ごとの分布を見てみて、今見せていただけてますけれども、白いところをどうするんだということをしっかりと考えていて対策を打つことで、結果的に全体として33%に近づけていくことができるんじゃないかなというふうに思いました。

○町田部会長　ありがとうございます。私もなるほどと思って伺っていましたが、事務局の方、いかがでしょうか。

○笠原みどり政策課長　村山先生、ありがとうございます。連続性っていうキーワードは本当に大切だと思っております。政策上どのような出し方ができるかわからないんですが、確かにまちなかどこに立ってもみどりが見えるとか、例えばそういう考え方は一つあるように感じました。みどりの少ないところを増やしていくというのが、やはり行政の方でも大切だと思っておりまして、こちらの町丁目別のみどり率を見ていただけますように、やはり南西部は大変みどり率高いんですが、世田谷、北沢など、都市に近い方は少ないという現状があります。極論を言ってしまうと、成城とか砧とか鳥山とか、そちらだけが濃いみどりで、区で合計して、割ると33%になる、それだけでいいのかっていうことでは全くないと思っておりますので、例えばみどりが少ないところは、やはり用途的に高いところ、商業や近商などの土地利用は、どうしても少なくなっているのかなという感覚はございます。そういった、例えば用途の高いところでも使いやすいような助成制度とか、そういったものも取組みとして考えて、少しでもこの白い部分にも対応していくことを考えていかないといけないと思っております。数値的にそちらを指標として見せていく、よいものがあればいいんですけど、例えば緑視率っていう言葉自体はいいんですけれど、じゃあどこでどうやってやるのかと、そのあたり悩んでおりますので、ぜひご知見等ありましたら、ご教示いただければと思います。ありがとうございます。

○村山委員　はい。指標はやり始めると多分いろんなものが考えられるんですけども、そこまで厳密にやらなくても、多分このやっぱり都心側の白いところで、どういう手段でみどりが増える、増やすことができるんだろうということを考えたらいいと思いますね。例えば、鉄道の連続立体交差事業が行われると、跡地でみどりを線的に作っていく機会があるわけで、実際多分小田急線とかはとか京王線はそういうふうになってると思いますし、都心側の幅員の広い幹線道路で、ちゃんとみどりを増やしていくとか、そういうことを考えられるんじゃないかなと思います。都心側に行けば行くほど、多分民間の敷地は狭くなっていて、建ぺい率が高いので、なかなか民地でみどりを増やすっていうのが難しいと思います。地べたの土地では、まず難しく、むしろ今申し上げたようなインフラ整備を通じて、みどりを増やしていくことや、共同建て替えや再開発事業のようなもので、屋上緑化、壁面緑化をどんどんやっていくとか、都心側なりの方策があると思います。一方で、西側は引き続き広い敷地を維持しなが

ら、あるいは都市農地を保全しながら、あるいはもう少し増やしていくというような、市街地における戦略が違ふと思うので、そこをちゃんと出すことが大事だと思います。現状は、町丁目ごとのみどり率でも十分かもしれないけど、むしろ対策を色々こう、特に都心側の方は都市計画と連動しながらやっていくということが必要と思いました。ありがとうございます。

○町田部会長 ありがとうございます。では瀬沼先生、お願いいたします。

○瀬沼委員 これまで学生と一緒に活動してきた経験を通じてですね、お話をさせていただければと思います。私どもの大学が国道 246 号沿いにあるということで、国道沿いなんです。ですから、その歩道を三軒茶屋の駅から歩いてくるんですけども、その、大きな高木の樹木はいいんですけども、低木とか、下のいわゆる植栽帯って言われているところの低木がほとんど枯れていて、もうどうしようもない状況があって、それを懸念した学生が、大学までの道が汚いと、ゴミ捨て場になっているし、みどりが無いのはいかなものか、ということで、そういう活動(植栽帯への花植え、清掃活動)を始めたという経験があります。ところが国道ってということで、勝手に植栽帯に花を植えてはいけないなどすごい制約がありまして、国道事務所に行ってやり取りをして、結果的に世田谷区役所さんと、当方の大学と国交省で三者協定を結んで、その植栽帯をお借りして、学生が清掃や花の管理をしますっていうような、もう大変なことになってびっくりしました。学生にとっては一つの勉強にはなりましたが、その花を植えるのは、協定に則ってやるのですけれども、お金は出さない。口は出すけれどもっていうのが国交省だったんです。困ってしまって、花を植えるにはお金がかかります、とても。当初大学の方でお花代を出していましたが、やっぱりかなりお金がかかるので、もう出さないと。それで同窓会に嘆願に行くと、こういう活動はいいけれども、そういう発案はとても素晴らしいけど、そういうふうに考えたら、ぜひ学生さんたちがバイトをして、そのお金で資金を調達して貢献したらどうかみたいなことで、もうとっても驚いてしまって、困ってしまって、区の方をお願いをして、みどりいっぱい活動の予算というか、そのお花を提供していただいて、しばらくずっとそれで植えることができました。そういう活動をしている時に、太子堂一丁目の町会の方にも言いに行ったりして、やっと皆さん方が気づいて一緒に活動をやりましょうということで、学生がポスティングをして呼びかけて一緒にやったこともあります。

もう住民の方々は表通りを通らないので、そんなことにほとんど気づいてないし、意識がないっていうことで、自分たちが通る道はわかるけども、そうじゃないっていう話があって、いろいろ勉強させていただいたのですけれども、やっぱり住民の人たちが普段から使っているような、そういう道路を、やっぱり町内会とか、その住民の人たちが中心になって管理したり、そういうみどりのことに関心を持っていくっていうことが、本当に地道な活動が必要だっていうことで、大学が関わるところは関わっていくっていうことも大事だなと思ったのですが、道路が国道、都道、区道とあると、その管轄が違ふというところで、そんな面倒くさいことになっているのかと大変驚いた経験があるのですが、そういったところがもう少し緩やかにみどりを増やすことができないのか。大学近くにマンションが建つので、そのためにガードレールを撤収して、植栽帯を潰して工事のために改修し、後で埋め戻して復元するっていうことでしたが、結局復元されてもそこをきちんと管理していかないと元のようにはいかないし、その国道も定期的に管理者が回っているということなのですが、枯れていようが何しようが全然そのまんまで、あれもいかなものかなっていうような感じですね。なんとか国とか都とか、区の連携を取れないのかな。とにかく荒廃してしまっているものは、この温暖化の中で、道路歩いてみて、水をあげてないから、もう瀕死の状態で枯れているようなものを見るわけです。

そういった管理をどうするかと、本当に地道なことですけれども、それはもう、住民がやるしかないというところで、そこを、住民の協力をどう仰いでいくか、担ってもらわなければならないこと。やっぱり町内会単位とか、NPOとか老人会とか子供会とか、いろんな活動と連携して、その本当に身近なところに目を向けてやっていくというのが大事なんだと思います。

先ほど課長の説明のところで、今のライフスタイルが変わってきているというのは本当に子供たちがみどりに触れる機会が少なくなっていて、例えば三軒茶屋のお花屋さんもかなり減ってきて、普通だったら切り花とか、庭に植える、ベランダに置くようなものを売するような、そういうお花屋さんが少なくなってきたので、日常生活の中でそういう、テーブル花にしたって、ベランダの鉢植えにしたって、触れる機会が少なくなっている。そういったところをぜひ、区の方で、今度イベントあるみたいですが、例えばふるさと祭りとか、秋には農業祭があったりしますが、そういった機会のところで、身近なプランターでできますとか、そういう機会を学校と連携したりして、子どもたちや親子、高齢者の方々が参加できるような場をもっと積極的に作っていくことが大事ではないかなと思っています。その際、そこに行くときに、高齢者の方で言えば、メリットがあると必ず来ます。三軒茶屋商店街の飯島理事長が、環境審議会にでていますけれども、よく私も学生と一緒にイベントに出ていたのですけれども、商店街のイベントでこういうものがいただける、行ったらこういうのがあるよっていうと、ものすごい人が集まるのですよ。だからお金はかかるかもしれませんが、商店街とか農業委員会とかと連携して、何か行ったら教えてもらえとか、何かメリットがあるっていうような、そういうことをしないと動かないです。住民の人たちに何か仕掛けを作るっていうのは、自分が経験してきた大事ではないかというふうに思っています。

三軒茶屋は世田谷区域になりますけれども、みどりは増やしようがない。烏山川緑道やぽけっとパーク、世田谷区立カエルひろば公園だと色々あって、そういう小さなところが大事ですが、そういうものがつながって行って、生物多様性とか、子どもたちの遊び場とか避難の場所になっている。そういうところをもっと増やすことは大事ですし、商店街と連携して、なんとかみどりが増えないか、ご存知かと思いますが、三軒茶屋駅周辺のところでクリーン大作戦というのをやっています。学生も出しています。商店街と連携して呼びかけますが、住民の方はあんまり出たくない。クリーン大作戦でお掃除をして、ゴミ拾いをして、その後に草花を植えるのですが、大きな街路樹が植わっているその根元に植えるというので、非常に厳しいです。ほとんど一ヶ月ぐらいで枯れてしまう。土が悪いし、そこは本当に草花が育つような場所じゃないので、なんとかそういう空間が欲しい、なんとかならないかというのは、正直な、これまでの経験から申し上げたいところです。すみません。長くなりましたが、よろしくお願いいたします。

○町田部会長 ありがとうございます。現場に関わっていらっしゃるからこそ、いろいろな商店街や子どもたち、大学生というみどりを作るステークホルダーの関わりっていうところもいろいろご指摘いただいたと思いますが、事務局いかがでしょうか。

○笠原みどり政策課長 はい。ありがとうございます。国道246号の国とか都との連携は十分できると思っています。アダプト制度という形で、東京都も地域の方々が関わるようなやり方もありましたし、区の花づくり協定の仕組みとしてもそういう場所でもできるはずですので、こちらは是非、世田谷区も、国と都とやり取りをしていきたいと思っています。その上でなんですけれども、例えば、学生さんの通学路緑化とか、いつも歩くような場所のみどりや花を増やしていくとか、そういうことは、とても素晴らしいと思うので、そういったところを区内の多くの大

学とかとやっていけるような仕組みができると。先ほどの後継者不足、学生の方々は4年間で変わってしまいますけれど、でも大学として、ずっと続いていければ、ずっと若くて元気な方々が関わっていただける。これは本当に大きなヒントになっていくのかなと思っています。

商店街の話につきましては、先ほど、村山先生からお話しいただいた、本当に少ない部分についての対応ということで、例えば、先日の環境審でも、飯島委員からお話もいただきました。例えば商店街の壁面でもいいですし、これまではみどり率っていうのに我々も意識を強くしていたので、あまり前向きでなかった、ひさしや軒先の下にプランターを置くとか、そういうことでも、日々そこを使われる方、歩かれる方が親しめるみどりになっていくのか。そういった改めて視点を変えると、置けるようなみどりの空間っていうのを、作って如果能たら、そういう取組みをできたらっていうのは本当に思っています。

特に一番心強いのが、三軒茶屋ですと先ほどの飯島理事長の方で商店会も協力する。また瀬沼先生の方で、昭和女子大学も協力する。実際の担い手がある程度見えてきてるっていうのも大きいと思いますので、そちらも掘り返し、やれる方がいないかというところもやりながら、三軒茶屋だけでなく、他の地域も含めて、そういう本当になところ、商店街とか、あるいは国道、都道、区道も含めての植込み地など、寂しいところをどうするか、本当に取組みの中でも、書いていきたいな、やっていきたいなと思っています。

○北川みどり 33 推進担当部長 村山委員のお話聞いてて思ったのは、世田谷区はみどりが多いところ、少ないところ当然あるのですが、みどりが少ないところでは、工夫してみどりを増やすことに、いろいろ考えなきゃいけないと思いつつも、そういったところこそ、質や協働の取組みを充実させることによって、トータルとしてそのみどりを実感できる。そういった環境を整えていく。そのための取組み、施策を考えていく必要と思いました。

「みどりを実感できる」ことが、キーワードとして盛り込むぐらいの方がいいのかなと、今伺いながら感じたところでございます。

○町田部会長 ありがとうございます。今、委員の皆様から伺って、まず森本委員からは、地区別で見た傾向ですとか、この世田谷みどり 33 の位置づけ、担保性のところもご指摘いただいて、村山委員からは、みどりの足りてるところと、足りてないところの、戦略的なところ、空間配置から見たほうが良いという話と、瀬沼先生から、それをどう、具体的に国交省とか、そういった所管と連携してやっていくかっていうところを伺うと、この 05/07 の世田谷みどり 33 の取り扱いについてというところの示し方がもう少し工夫できるかな、というふうに思いました。例えば、現状として、今、みどり率 33%の達成は厳しい状況だという現状分析ですけども、これまで果たしてきた役割と合わせて、成果が上がったみどりや、成果が上がった緑地と課題になっている部分を整理し、これからの 10 年に向けて、どういう課題感で取り組んでいくのかを明確に示した方が、単なる継承だけではなく、次の 10 年の意義があるのかなと思います。

その課題感の中では、やはり気候変動や暑熱緩和など、今、都市が抱えている大きな課題、あるいは現在私たちが直面している危機、10 年前よりも深刻になってきた危機と、そこから期待されるみどりの役割、こういったみどりの戦略もしっかりと盛り込み、何を重点的にやっていくのかを伝えるべきで、さらに、村山先生からご指摘いただいた空間的な配置についても、非常に大きな意義がありますので、そうした観点も含めて、継承だけでなく、メリハリがあるように伝えられると良いと考えております。

○町田部会長 今日はたくさんご議論をいただきたいと思っておりますので、その他先生方、

追加のご意見などございましたらお願いいたします。村山先生、ありがとうございます。お願いいたします。

○村山委員 道路は、高い建物を、拡張する予定のところに建てられないようになっていたり、あるいは敷地の大きさにもよりますが、建物を建て替える場合にも、将来道路になるところはセットバックをして、空間を開けているんですよ。ただ、そういうところが、アスファルトとかタイルで覆われていることが多くて、せっきくの空間なのに、みどりの増加に貢献してないことが結構あります。あと、事業中の道路も何十年もかかりますので、とりあえず行政が購入した土地が管理上の問題からアスファルトで覆われて、フェンスで囲われることが多くて、それが実は結構長い間その状態になっている。今、国交省も道路の脱炭素化と言い始めましたけれども、事業中の暫定的な土地だけでも、少なくとも数年間、そこはアスファルトではなくて、土にしておくとか、そこに何らかのみどりを植えていくみたいなことをやってもいいのかなというふうに思いました。これ他の行政の委員会でもよく発言する内容なんですけれども、そこで言われるのは、管理が楽だからアスファルトにしてるんですよ。それでみどりにすることは、地域の環境にとってもいいんだけど、それを誰が管理するのかということが問題になると。地域にそういうことをマネジメントする町内会とかエリアマネジメント組織がいれば、そこに管理の委託をしてできるということで、いくつか、そういう事例も多分あると思いますけれども、道路整備で恒久的には緑地としては残らないんだけど、暫定的に、自然的な被覆を確保することができますし、その後、しっかりと道路が整備された暁には街路樹が植えられたりすると思うので、事業途中の状況についても、いろいろ工夫をするということで、どこかで必ず道路整備をしますんで、区全体で見ると。一定程度、その、道路整備中のみどりで、みどり率が確保できるんじゃないかというふうに思います。それが一つです。

もう一つは、33%という数字は、めざすべき結果の数字です。他にも、そのプロセスでの目標を持ってもいいのかなと思います。最近研究室でフランスの ZAN 目標という政策を研究してるんですが、これはフランス政府が環境の問題を背景として、土地の被覆が人工化するのをゼロにしようという政策なんですね。つまり、農地とか森林を壊して市街地とか作っちゃうわけですけども、その時に自然的な土地被覆、みどりと農地だったところがコンクリートやアスファルトになってしまうわけで、例えば 3ha の土地被覆を人工化してしまったということになった場合に、その 3ha 分を既存の市街地のどこかで、アスファルトを剥がして、自然的な土地被覆にしなければいけないというとても厳しい政策なんですね。これは国の政策で、実際自治体に聞いてみると、そんな無理だという話もあるんですけども、ただいくつかの事例では、市街地をやむを得ず拡大しつつ、既成市街地の例えば道路でアスファルトの面積が広すぎるところは一部アスファルトをひっくり返して、土地被覆を変えていくというようなこともあって、結局今、土地被覆がどんどん人工化し結果的にみどりも減っていくと思うので、その人工化するところをゼロにしようっていう、結構強烈な目標を掲げると、結果的にはみどりは減らないと。増えることゼロって言う限りは増えることはないんですけども、少なくとも減らずに済むので、何かその土地利用の結果ではなくて、あるいは土地被覆の結果だけではなくて、そのプロセスでの何か指針というか、大きな目標を抱えてもいいのかなというふうに思いました。抽象的ですが、今まだ大きな方針を決めるところだと思いますので、一つ、市街地再整備をしていく中で、そのプロセスにおいていろいろ工夫をしたり、大きな目標を持つということも有効ではないかという趣旨です。

○町田部会長 ありがとうございます。指標のところでも、今何か形に見えるものと思うと、

本当はこういうことを明らかにして、プロセスの視点から言っていただくと、指標案ですとかも新しい知見が世田谷から発信できるかなと思って興味深く伺っていました。その他いかがでしょうか。

○森本委員　ほとんど、今、村山先生がおっしゃっていただいたことと一緒にあるんですけど、この計画を作るときに、世田谷みどり 33 を目標として引き続き掲げるとすると、それに近づいていくというための指標というか、アクションが必要なわけです。それに必要なことっていう風に考えた時に、今、先ほど先生方からあったように、例えば民有地だとなかなか難しいよねと。だけど民有地の例えば壁面緑化であるとか、あるいはプランターを置くとか、そういうことが一つ評価されるようになればいいよねという話だったと思います。それについて、いきなりこう、補助するとか、そういう話に持っていくのではなくて、そういったものも、この目標に役立つものだということで、その件数とかを見える化する。例えば、世田谷の下北沢地域ではプランターを置いている件数が、今まで 10 だったのが 100 になるとか、ある商店街ではそうなったとか、壁面緑化がこう増えたとか、いろんなパターンでメニュー化して、いろんなものが入っていいと思います。花いっぱい運動みたいな形で、みんなで花を育てるようなところもあるかもしれませんし、そういうものの件数を束ねる、見せることで、世田谷みどり 33 につながる指標として位置づけていく。というふうに、考えるといいのかなと思いました。多分、これをやればいいのか、あれをやればいいのかと限定的にはじゃなくて、それぞれ個人の工夫とかだと思います。進んだもので言うと、先ほどの三軒茶屋で協定を結んで、のような形になればすごくいいと思いますけれど、そこまで持っていかななくても、それぞれができることを、やることを見える化することで、それぞれが世田谷みどり 33 につながっているんだ、という構成にするといいのかなというふうに思いました。

○町田部会長　ありがとうございます。そういった、新しい指標のところもヒントをいただいたところですけども。はい、その他、いかがでしょう。

○瀬沼委員　世田谷区も空き家がかなり出てきて、空き家率が高くなってきているかと思うのですが、空き家の活用という観点から、そういったみどりを増やすような形での推進をもう少し深めてほしい。三軒茶屋の話になって恐縮なのですが、三軒茶屋とか太子堂あたりで空き家がありますと、そこはカフェとか古民家改修で飲食店になることで PR されて、すごく注目をされているのですが、もちろん良いのですが、それだけではなくて、これだけみどりを兼ね備えて、みどりと共生したカフェであるとか、そういうことを進めるように、庁内で連携して推進することはできないかと思っております。例えば下北沢の高架下の活用はすごく話題になって、テレビで取り上げられたり、雑誌で取り上げたりすることもありましたけれども、地域活性化でこういう店舗が入ったっていうようなことで、どうもあまりみどりとはつながっていないのですが、あれだけのものを整備するのであれば、もっとみどりを作れたのではないかと、っていう感じはするのですが、これからは、例えばビルを建てる時に、基準はありますけれども、それで星いくつだけではなくて、将来を見据えて世田谷みどり 33 に協力するとともに、世田谷の 50 年、100 年先を見据えたビルづくりをするっていうところを最優先して、モデル的な新築とかっていう風にしていかないとならないのではないかと。ずいぶん昔に福岡に行って、アクロス福岡っていうのがあるのですよ。それは都市に森を作るっていうコンセプトでビルのベランダ部分にちゃんとみどりを植えていて、完成から 10 年、20 年経つとみどりが育っていて、遠くから見ると、確かに一番初めに見た時と 10 年、15 年経って見た時に、みどりが大きくなって森みたいなんですよ。そういうのは試みも成功しているものがあるっていうことで、それを真似

するっていうわけじゃないのですが、先ほどから出ている世田谷らしいっていう、他の地域とちがう、住宅地の多い世田谷区でのこういう取組みっていうものを、新しく発案できたらいいなと考えております。

○町田部会長 ありがとうございます。私から事務局に対してもよろしいですか。今、委員の皆様からのお話を伺って、まずは活動実績というところの指標の考え方で行くと、今、二年生の学生と世田谷区の喜多見で、地域のプランニングを考えるっていう実習をしてるんですけども、世田谷区でも田んぼで田植えを行なっている小学校ですとか、明正小学校で成城三丁目緑地のみどりを育てるとか、多くの総合学習の中でみどりを育てたり、生物多様性のための授業をされているので、そういった収集が大変なのかもしれないんですけども、ご協力いただいて、そういった活動でも、成果というか、一つとして出せるかなというところが思ったところですよ。

2つ目に、これからみどりの少ない地域に創出するみどりというのも大事な議論です。もう一方で、やはり同じく喜多見を歩いていて、氷川神社ですとか、長い時間をかけて育ってきたみどりの、都市の中で大きなエアコン機能による、涼しさを感じました。これまで世田谷区の中で守られてきた緑地が、これからも残っていけるような、そのみどりのあり方っていうところも、検討したいなと思ったところです。

一方で、農地の確保は、喫緊の課題かなと思います。実習で、様々な生産緑地で学生が都市の農業を学ぶという実習をしてるんですけども、生産緑地の維持は難しいなと思っているところなので、やはりこの農地の維持をどうするのかについても議論したいなと思ったところです。

たくさんさんのコメントで1回、事務局にお返しします。コメントがあればお願いします。

○笠原みどり政策課長 たくさんありがとうございます。村山先生、都市インフラで根本的に生み出すっていうのと、未利用地の活用を話していただきました。確かに世田谷区でも、道路予定地もそうですし、道路事業用の代替地だったり、その他公共施設用の土地について、まだ有効に活用できていないところは、防草シートを敷いて、あるいはアスファルトを敷いて、このままでいいのかっていう議論は、かなり昔からあります。例えば一部をコミュニティ農園的に使ってみたりとか、そういう取組みをしてきてはいるんですが、確かにまだまだのところもありますので、ただ総論としては、そういった未利用地の一時的な活用は我々の計画の中でも、みどりだけではないんですけど、何か活用していくというような視点は、必要だと思います。またフランスの事例はぜひ、許されたらやりたいところですけど、例えばですが、今の開発緑化の考え方の中では、既存の樹木を残すと樹木何本分かのみどりとしてカウントしますというような考え方を持っています。逆に言いますと、これを切るのであれば、その代わりに何本か植えて、というような制度になっていますので、そのあたり、もう少し法に基づく指導の部分もあるんでどこまでというのはありますけれど、もう1回点検をしてみたいと思っています。昔の世田谷区の80万緑化計画と似た考え方だと思います。しっかりムーブメント的なところも、その制度と合わせてPRの言葉として使っていけるのかなという気がいたしました。ありがとうございます。

森本先生、ありがとうございます。本当に区民の方、事業者の方が、身近なところで関われるプランターや花づくりなどが増えてきている、というのが最終的には、遠いかもしれないが、世田谷みどり33につながっていくんだっていうのは、私ども是非とも打ち出していきたい

ところであります。その計算式はどうなってるんだと言われると、なかなか厳しいところあるんですけど、それでもやはり瀬沼先生の話もありますが、やっぱりそこにお勤めの方とか、そこを利用する方々が日々関わるみどりが、少しずつ増えていって、商売をされている方や、商店街の方々がプランターの植え付けや管理を自主的に行ってくださっている、といった、そういったものが毎年実績が上がっていったって、5年間で10年間でどれだけのみどりが増えましたという見せ方は、もし指標とできるのであれば、とても魅力的に感じています。研究させていただければと思います。

瀬沼先生、ありがとうございます。空き家問題は世田谷区でもかなり悩ましいものがありまして、世田谷区では、空き家がだいたい800箇所とか、それぐらいの前後でずっと推移しています。ただ、5年ごとに調査している中を見ると、そのうちの8割ぐらいはもう入れ替わっています。ずっと空き家のままというところもあるけれど、でも全体で見ると、メンバーとガラッと変わっているということで、世田谷では空き家は、先ほどのカフェの話もありますが、どんどん流通しています。ですから、そこにどうみどりを、我々で一番近いのが、そちらをお譲りいただいて、公園などを整備するっていうやり方もある。これが一番直接的なんですけれど、どういうやり方があるかっていうのは正直悩んでいます。ただ、何かカフェや、あるいは地域と一緒に活用していこうっていう話があった場合、区の空き家担当が、あるいは空き家等の地域貢献、公益財団法人トラストまちづくりの方でも、事業として持っていますので、そういうところで、空き家の動きっていうのが捉えられれば、その中で、ぜひ折角残っているお庭を大事にしましょうとか、カフェの横で一緒にみどりも作りましょうとか、そういうみどりも含めたお話っていうのをしていけるのかなと思っています。具体的にどう制度化するのか、見えないところですが、とても必要な視点だと思っています。

アクロス福岡、この辺でいうと、例えば二子玉川ライズとか、玉川高島屋あたりは、相当緑化を頑張ってくれているんじゃないかなと思っています。しかも在来種、世田谷の在来の植物中心の植生を意識した植栽になっていますので、将来も楽しみです。この規模のものをどこでも、というわけにはいかないと思いますが、やはりある程度開発がある場合は、必ず区からの緑化指導が入ります。計画の中では、そういった民間施設における緑化を推進していく書き方というのは、これまで通り、また少し強めてでも書ければと思っています。ありがとうございました。

町田部会長、ありがとうございます。先ほどの5/7ページの書き方について、若干の問題の修正レベルになってしまうかもしれませんが、特に左側、現状とこれまで果たしてきた役割の部分、あるいは一番上のまとめのところ一文加えろとか、工夫してみたいと思います。こちら、考えさせていただければと思います。

農地の確保、喜多見とかの残されたみどりを氷川神社とか、そういったものを説明するのは、世田谷らしさの視点ですので、国分寺崖線、その周辺のみどりについても、しっかりと残していく。今まで以上に残せるような書きぶりをしたいと思っていますし、農地については、区で農地に関する方針がございまして、そちらも改めてこの計画の中にも反映させて、これまで以上に生産緑地がなくなったとしても、その農的な風景、農的な利用を後世に残していけるような、取組みも考えていきたい、きちんと記載していきたいと考えております。

○町田部会長 はい。よろしいですか。

○森本委員 一点だけ補足させてもらってよろしいですか。実は生物多様性の大きな流れというのがありまして、もともと生物多様性の保全というのは、国とか自治体とかの仕事だってい

うふうに思われていたんですけど、なかなかそれだけでは守れないということで、今の大きな生物多様性の流れってというのは、民間の力を活用して保全していきましょと、こういう感じになっています。もちろん国や自治体も頑張るけれど、民間の力も活用していく。そういう意味で、新しい法律も作られて、民間の力で保全されている緑地、例えば都市部であれば、ビルを建てた時の周辺の緑地であるとか、市民農園みたいなものも対象になったりするんですが、そういったものは、30by30の認定対象になったりしています。それは先ほど、一番最後の10ページ目にあった、担保性のあるみどりってというのが、公園緑地をイメージされていると思うんですけども、民間ベースを取り組んだものも、民間企業ってというのは、私はこの土地はずっと守りますよと、みどりを守りますよっていう宣言したもののなので、ある意味ソリッドなものだと思います。要するに、個々のみどりを保全する、それこそプランターから始まり、壁面緑化というものがありますが、それが進化していくと、先ほど瀬沼先生がおっしゃったような、協定を結んだ上での緑地であるとか、あるいはこの新しい法律できたような30by30という認定された緑地だとか、そういうふうになっていって、それが最後は、世田谷みどり33につながっていく。そういうふうになれば良いのではと思いましたので、補足させていただきます。

○町田部会長 はい。ありがとうございました。

○笠原みどり政策課長 世田谷区内でも、民間の自然共生サイトがございます。玉川高島屋、それから下北沢のシモキタのはら広場、それと区の緑地ですが、すみれば自然庭園があります。いずれも区民の方々が関わって管理されているところですけど、そちらが環境省の自然共生サイトにも登録されておりますので、確かにこういった部分もきちんと、担保性というカウント自体はしてないですけど、こういう部分も十分に、将来につながっていくみどりだという捉え方をさせていただきたいと思います。

○町田部会長 ありがとうございます。その他、先生方、何か補足等ございますでしょうか。先ほどの私のところの課題感ですけども、もちろん05ページもあるんですけども、03の環境、社会の変化、04の現状の課題整理、05世田谷みどり33取り扱いも合わせて補正していただけたらと思います。ご検討いただけたらと思います。

○笠原みどり政策課長 ありがとうございます。別途メールとかも含めてご相談させていただいてもよろしいでしょうか。

○町田部会長 はい。ありがとうございます。

○笠原みどり政策課長 ありがとうございます。

○町田部会長 いかがでしょうか。その他、もし補足等ございましたら。今日は先生方からたくさんお時間いただいて、非常に重要なところですか、新しい知見も多く入れていただき、ご指摘いただいたところですので、ぜひそういったところも合わせて引き続き審議したいと思います。では続いて、6. その他ですが、事務局より何かございますでしょうか。

○笠原みどり政策課長 はい。本当に長い時間、ありがとうございました。で、もしこちらにつきまして、後ほどご意見、本日、時間の関係でご表明いただけなかった部分や、あるいは後日お気づきの点も含めまして、ぜひ様々、お伝えいただければと思います。

大変お手数なんですけど、先ほどお話ししました庁内の調整会議に出していくというスケジュールから、来週の水曜日までにご意見、またご質問などいただければ助かります。

また第2回の検討部会は、12月4日(金)を予定しておりますので、またご案内を申し上げます。そちらでは、骨子の検討を予定していますが、ただ今回のよう、案まで出来上がって、その数日前にお見せしてで、当日というとあまりにもボリュームが大きいので、できればその骨

子案のたたき台レベルで、または庁内で調整しているレベルのものを、一応、11月ぐらいに委員の皆様にあらかじめお送りして、そしてそれにご意見をもしいただける部分があれば、先にいただいた上で、それを踏まえて12月4日の検討部会を迎える、そういう進め方を今考えておりますので、またご連絡申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

もし今の進め方について、先生の皆様方お忙しいので、もう一括でっていうことがあれば別ですけど、よろしいでしょうか。

○町田部会長 はい。皆さんとてもお忙しい委員の皆様ばかりで、メールが良いのか、20分30分でも対面でパッとお時間作ってコメントいただくか、どちらの方が皆様ご都合よろしいですか。

○村山委員 時期にもよりますけど、私はどちらでも大丈夫です。ただ、12月4日にいきなりというよりは、11月にある程度、途中の段階でも見せていただけると、建設的だとは思います。手段はお任せします。

○町田部会長 はい。ありがとうございます。

○森本委員 私も全く同じであります。

○瀬沼委員 私もどちらでも大丈夫です。

○町田部会長 ありがとうございます。では、お認めいただいたということで。続けてお願いいたします。

○笠原みどり政策課長 それでは、基本はメールで11月に一度送らせていただいて、ご意見をいただいて、可能であれば、そのいただいた意見をまとめた上で、12月4日の検討部会を迎えるという進め方をさせていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

で、その上でなんですけれど、今回はオールリモートで開催させていただいておりますが、もしご都合がつく範囲で結構なんですけれど、例えば第2回はなかなかボリュームもあり、また議論の焦点になるような、指標であるところも出てくるので、もし可能であれば現地も併用して、お忙しい先生はリモートで入っていただくような形式で進められたらいかかかと考えておりますが、町田部会長、いかがでしょうか。

○町田部会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。オンラインでも、対面でもというところですが、今のところ二子玉川庁舎をご用意いただいているというふうに伺っています。

○村山委員 この日、二子玉川は伺えると思います。

○森本委員 私も参ります。

○瀬沼委員 はい。私ももちろん伺いますよ。

○町田部会長 ありがとうございます。では大事な議論にもなるので、ぜひ対面でより熱い議論ができること、大変、ありがたく思っています。お忙しい中、ありがとうございます。

それでは本日の検討部会は以上となりますけども、他に何かありますでしょうか。ないようでしたら、本日、委員の皆様よりいただいたご意見をもとに、事務局案を修正させていただきます。修正案は私が確認させていただくということでよろしいでしょうか。

では、本日はこれで終了となります。皆さん、また12月楽しみにお待ちしております。はい、今日はありがとうございました。